



第 235 号



- 東京都環境整備公社が21年度優良性基準適合認定証授与式を開催
- 第三者評価制度の説明会に排出事業者約千名を超す聴衆集まる
- 安全衛生研修会、リスクアセスメントで池田・中村安全管理士が指導
- 医療廃棄物処理従事者への研修会、優良性基準適合認定制度中心に開催



社団法人 東京産業廃棄物協会

# 有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO<sub>2</sub>排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



創業50周年

廃棄物の処理・リサイクルに50年の歴史を有し、現在約2万社を超える

ありあけこうぎょう

検索

**有明興業株式会社**  
ARIAKE KOURYOU CO.,LTD.  
T136-0083 東京都江東区若洲39番 TEL03-3522-1911 FAX.03-3522-1919  
ISO14001 ISO27001



有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX 03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

究極のリサイクリングの、名前です。

**ゼロ・ジャパン株式会社**  
MATSUDA SANGYO GROUP

東京都環境整備公社が21年度優良性基準適合認定証授与式を開催  
認定事業者を代表し高橋高俊興業社長と吉本京浜運送社長が宣誓

2

第三者評価制度の説明会に排出事業者約千名を超す聴衆集まる  
行政も処理業の地位向上図るため積極的な認定者指名を促す

5

リスクアセスメントは危険性等の調査など手順に基づき実施  
安全衛生研修会、講演と演習で池田・中村安全管理士が指導

10

[女性部]  
東京産業廃棄物協会・女性部主催  
「関東地域交流会」講演会と賀詞交歓会を開催

12

21年度医療廃棄物処理従事者への研修会  
—東京における優良性基準適合認定制度について—

14

[リサイクル情報]  
使用済み小型家電をリサイクルしよう!  
(携帯電話・デジカメ・ビデオカメラ・小型ゲーム機・電卓・携帯用ラジオなど)

16

投稿・第三者評価制度と法令遵守～処理業者の身になれば

9

協会の主な今後の日程

17

地球温暖化対策「無駄と矛盾を取り除く」ことが第一歩

18

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part45

19

委員会報告（青年部、多摩支部幹事会、安全衛生推進委員会）

20

会員情報（代表者・名称・住所等変更のお知らせ）

21

寄稿・TTT会 TTT会3名「浦安ハーフマラソン」エントリー！

22

よろず相談（経営・排出事業者責任の強化と産廃業者の対応）

23

ぶらぶら歩る記

26

事務局だより・編集後記

28

## 東京都環境整備公社が21年度優良性基準適合認定証授与式を開催 認定事業者を代表し高橋高俊興業社長と吉本京浜運送社長が宣誓

(財)東京都環境整備公社は、東京都知事指定第三者評価機関として、平成22年2月22日午後2時から港区赤坂の赤坂区民ホールにおいて「平成21年度・優良性基準適合認定証授与式」を認定事業者及び来賓者等が出席のもと開催した。

これは、東京都において産業廃棄物の適正処理及び資源化に積極的に取組むとともに、環境に与える負荷の少ない優れた取り組みを行う産業廃棄物処理業者に対して「産廃エキスパート」とおよび「産廃プロフェッショナル」の認定証を交付するもので、授与式は認定事業者代表6名に対する授与と、有留東京都環境局長と排出事業者を代表して岡部東京商工会議所常務理事の来賓挨拶、認定事業者代表の宣誓及び記念撮影の後、記念講演が行われたうえ出席各社に認定証の引渡しが行われ、盛り沢山の認定証授与式を終了した。



授与式壇上・左側は公社幹部 右側は来賓一同

授与式は公社職員の司会で始まり、まず壇上に居並ぶ左側の公社幹部と右側の来賓各氏の紹介が行われた。

公社幹部は（写真の壇上左側）右か

ら松澤 敏夫理事長、渋井 信和常務理事、中島 博総務部長の各氏、来賓（写真壇上右側）は左から東京都環境局長有留 武司氏、排出事業者代表として東



京商工会議所 常務理事 岡部 義裕氏、  
（社）東京建設業協会 環境部会副部会長  
高戸 章氏、処理業者団体代表の（社）東京  
産業廃棄物協会 会長 吉本 昌氏、  
東京廃棄物事業協同組合 副理事長  
宮島 哲郎氏の各氏。

続いて認定事業者6社が順次壇上に上り松澤理事長からそれぞれ認定証が授与された。最初にエキスパート・クラスで中間処理の高橋高俊興業（株） 高橋 俊美 社長、保管積替えの（株）春江 春江 正年 副社長、収集運搬の（株）タケエイ 三本 守 社長、プロフェッショナル・クラスで中間処理の（株）リスト 遠藤 那教 社長、保管積替えの（株）日本協力 川上 和秋専務取締役、収集運搬の（株）京浜運送 吉本 花子社長の各氏が受領した。

続いて松澤公社理事長が大要次の通り式辞を述べた。



式辞を述べる松澤理事長

「平成21年度優良性基準適合認定を受けられた皆様おめでとうございます。また有留環境局長ほか来賓皆様のご列席に心より厚く御礼申し上げます。本年度より開始されたこの認定制度に当公社が東京都より指定を受け、昨年秋より東京都をはじめ関係諸団体のご指導とともに、年末・年始の繁忙期に申請各社のご協力を賜り感謝しております。

御陰により本年の栄えある認定証授与式を迎えたが、都が設定した遵

法性、安定性、先進的取組それぞれの審査を行い、とりわけ現地調査において適正処理に取り組んでいる皆様の努力を確認させて頂きました。また関係識者による5人の評価委員会を設けて適合の可否の判定を行ってきましたが、私共は初の第三者評価機関として厳正かつ適正な評価を行ったものと自負しております。

当日、皆様方が認定を受けたのは業界関係者の産業廃棄物の適正処理に向けた熱い想いが結実したものと敬服しております。今後、公社と致しましても引き続きこの評価制度の認定業務に努力していく所存です。」

公社理事長の式辞の後、来賓として出席の有留東京都環境局長と岡部東京商工会議所常務理事がそれぞれ挨拶した。

有留局長は「適正処理の強化・推進と不適正処理の撲滅をはかり、環境負荷の少ない取組を行う処理業界の地位向上のため、第三者評価制度の更なる

発展・強化に努力していく」とし、岡部常務理事は「排出事業者責任の強化・徹底を図り、最終処理段階までの監視体制の強化を図るため、今回認定された事業者の優先使用の拡大に積極的に働きかけ、処理業界の発展に寄与していきたい」とした。

続いて行われた認定事業者代表の宣誓では、産廃エキスパート代表として高橋 俊美 高俊興業(株)社長が、産廃プロフェッショナル代表の吉本 花子 京浜運送(株)社長が、それぞれ認定事業者に選定されたお礼と、その名に恥じぬような努力を重ねていく、との力強い宣誓を行った。

宣誓後、出席者全員が集合して記念撮影を行い、「処理業者に求められる役割について」と題する(株)ダイナックス都市環境研究所 佐久間 信一 取締役副所長の記念講演が行われ、閉会宣言の後、認定証の引渡しが行われ散会した。



出席者全員で記念撮影

## 第三者評価制度の説明会に排出事業者約千名を超す聴衆集まる 行政も処理業の地位向上図るため積極的な認定社の指名を促す

東京都環境局と(社)東京産業廃棄物協会は、産廃処理業者向けに続き排出事業者向けに「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度説明会」を1月8日、14日、19日の3回「なかのZERO」において、また1月25日と2月19日、23日、24日の4回を「東京都トラック総合会館」において開催し、延べ千名を超える多くの聴衆を集め、この認定制度の狙いと「産廃エキスパート」及び「産廃プロフェッショナル」の称号を与えた具体的理由に理解を求め、これら優良業者の指名を積極的に進めるよう要望した。



東京都トラック総合会館において

### ～2月19日の説明会より～

説明会は、木村東京産業廃棄物協会事務局長の司会により次の次第で行われた。

#### 1. 挨拶

東京都環境局産業廃棄物対策課長 加藤 仁氏



#### 2. 「排出事業者としての社会的責任について」

(株)ダイナックス都市環境研究所 副所長 佐久間 信一氏



#### 3. 「青森・岩手県境不法投棄事案～環境再生に向けた取り組み～」

青森銀行 地域開発部業務顧問 鎌田 啓一氏



(前 青森県環境生活部県境再生対策室長)

#### 4. 「廃棄物処理法の法改正の動向について」

環境局廃棄物対策部資源循環推進課 資源循環推進係長 塚田 泰久氏



#### 5. 「東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る

##### 優良性基準適合認定制度について」

環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課 指導係長 磐井 一弘氏



以上の次第のうち、2.3.4.の項目は、今回の「優良性基準適合認定制度」の内容に直接関連するものではないので割愛させて頂き、適合者決定後に行われた加藤産業廃棄物対策課長の挨拶及び磐井産業廃棄物対策課指導係長が行った認定制度の内容説明の概要について以下に掲載した。

##### ○加藤課長挨拶

この第三者評価制度の説明会は非常に高い関心を示されており、既に千人以上の方がお集り頂いております。この第三者評価制度は昨年10月に東京都が全国で初めて実行した制度です。産廃の処理業者の任意の申請に基づいて優良な取組をしている業者について東京都が評価機関として指定した東京都環境整備公社が認定する制度です。

この制度の狙いは、まず処理業者側については、この認定をきっかけとして企業体質の強化を図って貰いたいということ。それからビジネスチャンスを拡大していくって頂きたい。そして、こういった優良な業者が増えていくことによって業界の地位を高めたいことが一つの目標です。もう一つは排出業

者の皆様に優良な処理業者の情報を提供したい、ということです。私共の課に色々な問合せが1日100本ぐらいあります、そのなかで「優良な処理業者を紹介して欲しい」という電話があります。

しかし、行政が特定の業者を紹介することは出来ませんので、処理業者の団体に依頼して業者を紹介して貰います。2月10日に優良認定の業者184社を公表しましたが、今は、東京都のホームページにも掲載されているのでお使い下さいという形で対応しております。

今、産廃業界は非常に厳しい状況にあり、皆様方も日々ご苦労されておると思いますが、景気低迷により産廃業界にも価格競争が起きているといわれております。しかし、「余り安いのに良いことは無い」ことを是非ご注意頂きたい。製造業の方は生産工程には十分配慮されていると思いますが、産廃の処理も生産工程の一部と見て工程に必要な費用、必要な注意を払って頂きたい。そういうことが排出者責任に繋がると思います。

今回の説明会の開催に当たり、PRの

ために色々な業界団体を回らせて頂きましたが、ある建設業界の団体では非公式ながら「今後、認定業者しか使いません」と言って頂いているところもあります。

某有名ハウスメーカーでは、処理業者に必ず「認定を受けてください。認定を取得していない業者は使いません」とまで言っているそうです。こうした動きが徐々に広まってきており、行政でも十分でなかったと思いますが、皆様に対して優良な処理業者の情報を提供できて良かったと自負しておりますので、この仕組みを一つの参考として是非、優良認定業者を選んでくださいることをお願いします。

##### ○磐井係長の説明

皆様のお手元に2月10日に発表した認定業者の一覧表をお届けしております。「良くここまで到着した」とは担当者の一員としての率直な感情です。今回も青森・岩手の不法投棄の事案や排出事業者の社会的責任、或いは廃棄物処理法改正の動向などのお話がありましたが、不法投棄件数は減っているものの量は増大しているのが全国の廃棄物の動向です。

その中で私共が21年10月に発足させた認定制度で、第三者評価機関が、産廃エキスパート107社、産廃プロフェッショナルが77社、そのうち両方の区分で認定を受けている社が1社あるので認定社実数は183社となります。

この認定社達は、東京都を中心に近県の埼玉、千葉、栃木などのはか北は

仙台から西は京都・大阪まで存在しており、東京以外に本社のある業者が49社あります。

申請者のうちから落ちたのはただの2社で、辞退したのが1社あったと聞いております。うち1社は帳簿の不備があり、違法性で不認定になったといわれています。後の1社は感染性で不認定になり、感染性の評価基準では1つの項目でも不備があれば認定は取れなくなっています。また、辞退の方ですが、自己評価で書類が整わなかつたので次回に回ったといわれています。即ち、認定した結果がこの制度を極端に低下する事態を想定されるような業者が辞退したということのようで、そういう意味で、今回の審査が毅然とした態度で臨んでいることが、その裏側にあったということです。

私共も、おおやけの場で固有名詞を公開することは、廃棄物業界では今まで無かったことで、一歩進んだものとして自負しております。その意味もあって認定業社の一覧が私共、産業廃棄物対策課にも張り出しています。

ただこの一覧が分かりにくく不評で、排出事業者の皆様には、「何処を選んでよいのか判らない。建設業なのか、医療なのかも分からない」と言う声を頂いております。それぞれの特徴、評価のポイント、また会社のアピール的な内容を公表すべく今、準備しており、近々それら纏めたものをホームページで出したいと思っております。

既に、皆様の中でご存知の方も多いと思いますが、第三者評価制度の前提

として、東京都が許可をしている東京で産廃を扱う収集運搬業の方が、北海道から沖縄まで約1万2千社あります。次に保管積替えで約5百社、中間処理

業として約3百40社あります。これらの方達は都内に施設を持っているわけですが、どちらかというと専業の方達です。この中の一部の方が申請して認可されたものです。このほか感染性廃棄物は人体に大きな影響を持つため、専門的評価をしていますが、許可を持っているものは約3百社ありますが、この中に今回の認定者は19社しかいません。

これに対して、排出事業者は70万社あると聞いており、そのうちマニフェストを出さねばならない者が約10万社と推定されておりますが、実際に提出されている社は半分に過ぎません。

また、どんなものが廃棄物として出ているのかというと、約6割が建設系廃棄物で、また特別管理産業廃棄物にはPCBなど色々なものがありますが、感染性廃棄物がその約6割を占めています。そのような状況下でこの評価制度が実施されました。

この制度で産廃エキスパートと産廃プロフェッショナルの認定を行いましたが、第三者が認定するのは東京都だけです。どうしても廃棄物業界はマイナス・イメージがある。不適正処理が発覚すると「またか！」といわれます。青森・岩手にしても東京都の廃棄物が中心です。残念ながら何処かで不適正処理が発覚すると東京の業者は大丈夫か、といわれます。しかし、リサイク

ルに取組んだり、環境負荷の軽減に取組んでいる業者は沢山居るわけで、これらの業者の方々が第三者から認定されたわけです。

一方排出事業者側は度重なる法改正で排出責任がますます強化されています。その中で信頼できる業者を知りたい、という行政への希望で、この様な優良性基準適合認定制度が出来ました。この制度の審査は書面のみでなく現地に行って現実の実態を見ての審査を含め、マニフェスト、帳簿、車両の運行状況など、きめ細かな審査が行われていています。まさに、排出事業者が知りたい優良な処理業者の情報が提供されているものです。許可審査をしている行政が、更に審査にタッチすることは公正さに欠けるとの観点から、東京都環境整備公社に委託し、そこに第三者からなる評価委員会を設置し、公平・公正な審査・認定を行ったものです。

これには金色と銀色の認定ロゴマークを決めましたが、これは広告代理店の博報堂に依頼し、光をモチーフにして、選ばれた処理業者の光り輝くイメージを、この金と銀のマークに決めたというコンセプトを聞いております。これによって世間に於いて処理業者が単なる「ごみ処理業者」ではなく、環境問題などグローバルに考える存在になっていく、そのような企業体の強化が社会にとって信頼性の向上であり、業界が底上げされれば不適正処理の減少・撲滅と悪質業者の排除という効果も狙っております。

## 投稿 第三者評価制度と法令遵守 ～処理業者の身になれば～

行政書士 北村 亨（賛助会員）

### 1. はじめに

東京都独自の産廃処理業者に対する優良性認定制度がスタートした。

評価基準項目のうち必須要件となるのが遵法性である。

廃棄物処理法により一般事業者には廃棄物処理業を事業として営むことを禁止しているが、所定の要件〔許可要件〕を満たした事業者には禁止を解除する。この排他的な制度が許可であると、遠い昔に教えられた。

許可制度は認可制度、免許制度などと同様に関係法令で特権が付与されるが、同時に規制も受ける制度である。

この意味では産廃処理業者の遵法性とは当然の要件であり、総論だけで言うならば、何を今さらの感が無いではない。

### 2. 廃棄物処理法の問題

産廃処理業の許可を取得した業者が、廃棄物処理法の隅から隅まで理解出来ている訳ではない。むしろ、法令そのものに違和感とか拒否反応を示す方が業界の一般的な感覚ではないか。

廃棄物処理法の法体系が枝番だらけの継ぎ足し条文だったり、法改正が頻繁に行われたり、条文の中に例外を容認する「ただし書き」があったりと、初心者には戸惑いの多い、かつ難解な法令である。

### 3. 解釈と運用の狭間の悩み

処理業者のみならず排出事業者にとっても、廃棄物処理の遵法性で悩むのは、法令の解釈と、実際の運用面でのギャッ

プがかなり存在する実態にある。

法令上の解釈は原則的に法に準拠されなければならないのは理解できるが、廃棄物処理の事業を遂行する立場では運用面での幅が欲しいのが本音である。

現実の廃棄物処理においては、微妙なケースが多々発生する。法令の解釈上でグレーの疑問部分があった場合の判断に適正な対応ができるかどうか。各処理業者の理論武装が求められる理由であり、遵法性の判断基準となる要素もある。

### 4. 廃棄物処理法の運用上のサポート体制

許可業者として、許可要件の資格講習会を修了し、色々と苦労して処理業許可証を受領したものの、廃棄物処理法の知識等に自信がほとんど無いのが現実であろう。

処理委託契約書、マニフェスト制度、帳簿などは廃棄物処理法独特の制度である。委託基準だ、収集運搬基準だ、再委託原則禁止だ、安定型と管理型の処理物の違いなど、悩む以前にパニックになる心配をしてしまう。

処理業者とか排出事業者が業務の中で遭遇する廃棄物処理法令の疑問、質問を日常的に対応できるサポート体制があつてもよい。

優良処理業者の選別と合わせて中堅、中小の処理業者の底上げを目的とする施策の検討と実施の体制が出来れば処理業者全体のレベルアップに繋がると思う。

## リスクアセスメントは危険性等の調査など手順に基づき実施 安全衛生研修会、講演と演習を池田・中村安全管理士が指導

(社)東京産業廃棄物協会は、平成22年2月26日(金)午前9時から千代田区神田須田町のエッサム本社3階のグリーンホールに於いて、平成21年度第2回の「安全衛生研修会」を開いた。今回は「職場リーダーのためのリスクアセスメント研修会」と題し、講師として中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンターの専門役 安全管理士 池田 尚之氏と同 中村 康氏の両氏を招き、まず池田氏が「リスクアセスメントの概要」について講演、ビデオ「リスクアセスメントの考え方・進め方」が上映され、一旦休憩の後、「リスクの見積もり及び見積もりに基づくリスクを低減するための優先度の設定について」中村氏からの説明があり、リスクの見積もりについての演習に入り、参加者はグループに別れ、両講師が指導を行いながら演習を行った。研修会は午後からも説明と演習が重ねられ、オフィスタイル一杯の熱心な研修が続けられ、8時間近くにも及ぶ研修会は有意義に終了した。

当日は、木村事務局長の司会で始まり、伊藤 雅人 安全衛生推進委員会委員長が開講挨拶を行ない、研修に入った。伊藤委員長は「この不況下に於いて社内体制の見直しが必要で、その中でリスクの予知とその対策が望まれ、リスクアセスメントはいわば“転ばぬ先の杖”として肝要であり、本日は朝早くから長時間に及ぶ研修となります。職場リーダーとしてこの研修を十分会得して、会社経営に生かして欲しい」と挨拶した。

続いて講義に入り概要次の内容で説明があった。

平成18年に労働安全衛生法が改正され、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」が制定された。この目的は、各社がこの指針を生かして頂きたいというもので、この中の第10条



講師の池田（左）・中村両安全管理士

に危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定、といった項目があり、リスクアセスメントについて規定している。この指針の構成は18条まであって、まずトップがリスクアセスメントの方針を決定してくださいと書かれている。まず基本的体制の整備、労働者の意見を聞く場を作り、管理の内容について文書化する、方針、活動の記録、実施する為の基準を明文化する、そして活動などの記録を残す、などである。

記録を作る時に何が事業上の問題な

のかを把握しなければならない。この規定が第10条に定められている。即ち、手順を定め、手順に基づいて実施することで、まず危険性又は有害性を調査し、労働安全衛生法と法に基づく命令に準拠しているか、また、事業場安全衛生規程等に基づき実視すべき事項を洗い出す。そして危険性又は有害性の調査から、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を講ずる。

労働安全衛生法によるリスクアセスメントの位置付けは、安全衛生法第28条の2に、危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を講ずるよう努めること(事業者の努力義務)、またその第2項に、第1項の措置に関して必要な指針を公表するものとすると規定されている。

即ち、リスクアセスメントが必要な理由は、過去の災害に学ぶ安全管理のような後追い型から、危険性又は有害性を未然に除去、低減する先取り型に変わってきた。

リスクアセスメントの実施時期は、まず、建設物の設置、移転、変更又は解体。設備の新規採用、変更。原材料の新規採用、変更。作業方法・手順の新規採用、変更。その他として①労災の発生(過去の調査内容に問題)②一定の期間ごとに機械設備の経年劣化、労働主の入れ替え等に伴う知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積、等が挙げられるが、既存の設備、作業等についても計画的に実施、することが挙げられている。

リスクアセスメントの基本的な手順としては、まず危険性又は有害性ごとのリスクの見積もりを行い、危険性又は有害性のリスクを特定し、リスク低減のための優先度の設定を行い、リスク低減措置の内容を検討する。そしてリスクの低減措置の実施を行う。

なお、用語の意味は次の通り。

①ハザード=危険性又は有害性。…作業者にケガや疾病を生じさせる要因、危険源

②リスクアセスメント=危険性又は有害性等の調査…リスクを事前に調査すること

③リスクアセスメント及び低減措置=危険性又は有害性等の調査とその対策…リスクアセスメント及びリスクアセスメントの結果に基づきリスクを低減する調査をした対策とその措置

また、リスクアセスメントに関する指針

以上の講演の後、次の演習の説明と演習が行われた。

演習①「リスクの見積もり及び見積もりに基づくリスクを低減するための優先度の設定について  
ビデオ「鉄製パイプの鋸取り作業」

演習②「危険性又は有害性の特定について」

演習③「リスク低減措置の検討及び実施について」

各グループに分かれて行われた演習が終った後、約十分間の質疑応答が行われ、その後、閉講挨拶として古川専務理事が挨拶、長い研修会は散会した。

## 女性部

### 東京産業廃棄物協会 女性部主催 「関東地域交流会」講演会と賀詞交歓会を開催

平成22年2月18日(木)、女性部主催の「関東地域交流会」として、午後3時より千代田区淡路町駅前にある情報オアシス神田にて、弁護士佐藤泉先生の講演会と、午後5時30分よりお茶の水ホテルジュラクにて賀詞交歓会を開催した。



佐藤泉先生の講演を聴く



佐藤 泉 弁護士  
午後3時、女性部二木玲子部長が開会の挨拶と講師佐藤泉先生のプロ

フィールを紹介後、佐藤泉先生の講演が『廃棄物処理法の改正と今後の展望』をテーマに行われた。

佐藤泉先生は、環境省中央環境審議会委員を勤め、環境問題、知的財産権、PL問題等に関する企業法務、提訴、法律相談等で活躍する弁護士である。

講演会には女性部をはじめ、東京協

会の役員の方々、埼玉・千葉県協会の女性部会、茨城・栃木・神奈川県協会からも多数ご参加頂き、出席者は58名であった。

「廃棄物処理法は、改正により継ぎ足し継ぎ足しされ、迷路のような条文からなり、契約書やマニフェストなどの膨大な文書管理が必要で、本当に適正処理の担保になっているのかと思う法律である。しかし、どんなに難しい法律でも法律を遵守する必要があり、それが従業員を守ることであり、経営者の責任である」と話して下さった。

今回の改正案には、排出事業者責任

の強化や廃棄物処理業の許可制度の整備と優良化の推進等が盛り込まれているが、改正案に対して、「皆さん一人ひとりがパブリックコメントを出してほしい」と佐藤 泉先生より出席者に要望が出された。

#### 盛況だった賀詞交歓会



挨拶する二木部長 埼玉・千葉県協会の女性部会、茨城・栃木・神奈川県協会会員である1都5県の女性の方々と招待者を含め41名に集まって頂いた。

女性部二木部長の挨拶、東京産業廃棄物協会吉本昌且会長の挨拶、高橋俊美副会長の乾杯により会は始まり、各县より素晴らしい余興も出された。

各県の代表から一言ずつのご挨拶を



挨拶する吉本会長



乾杯する高橋副会長と乙頬副会長（左）

頂き、皆様の熱い思いに触れ、「関東地域交流会」の今後のさらなる発展を予感させる賀詞交歓会となった。

#### 交流会を終えて ～ご出席者からのひとこと～

##### ●(社)埼玉県産業廃棄物協会

女性部会 部会長 徳原昭子 様

「佐藤先生の講演を拝聴し、大変勉強になりました。皆様のスピーチは私達の胸に響きました。また、歌や踊りで全員が輪になり不景気を吹っ飛ばす勢いがありました。【気】合いが入っておりました。今後も女性部、益々の御活躍を祈ります。」

##### ●(社)千葉県産業廃棄物協会

女性部会 部会長 宮内美津子 様

「佐藤先生の講演は、参加された皆様にとって有意義な内容でした。今後の業務に是非活かしたいと思います。」

(野村 記)

処理業者対象

平成21年度

## 医療廃棄物処理従事者への研修会

—東京における優良性基準適合認定制度について—

恒例となった医療廃棄物処理従事者への研修会（処理業者及び医療機関従事者対象）が、まず処理業者を対象として、平成22年2月17日(水)午後1時30分より東京新宿のベルサール西新宿ホールで開催された。

この研修会は東京都環境局・東京都医師会・東京産業廃棄物協会の三者が共同で開催するもので、本年度は、東京都が実施する第三者による優良性基準適合認定制度（通称「第三者評価制度」）を中心に各関係者によって講演がおこなわれ、同制度の普及徹底を図ることになった。（研修内容は別稿）



井戸廃棄物対策部長

廃プロフェッショナル及び専門性（感染性廃棄物）に分け認定するため、各社の遵法制・安定性・先進的な取り組



加藤産業廃棄物対策課長

まず主催者として東京都環境局廃棄物対策部の井戸部長と（社）東京都医師会の目澤理事の開会挨拶に始まり、東京都の産業廃棄物対策課長・加藤仁氏が、今回の第三者による優良業者評価制度について、①第三者機関の認定制度は全国初であり②産廃エキスパート・産



目澤東京都医師会理事



原田・前日本医師会事務局員

みんなで使おう！  
“再生紙”

理業者選択について、今回の東京都が実施する評価制度にからめ、医療機関と処理業者の理想的関係を取り上げ、医療機関が排出者責任を遂行するためにも、処理業者と良好な関係を継続することを訴えた。

引き続き東京都医師会の目澤朗憲担当理事も、処理業者との連携を中心に、現に実施している「東京都医師会・医療廃棄物適正処理推進事業」について、事業の内容と推移を説明、各関係機関の役割を強調し、今後の事業発展に各地区医師会とともに努力することを述べた。



上田東京都環境整備公社参事

講演はここで一たん休憩に入り、再開後は現在ICタグを利用した廃棄物の個別追跡と、電子マニフェストを運動したシステムについて東京都環境整備公社参事の上田忠彦氏より機材を使用した説明がおこなわれ、最後に今回の評価制度への処理業界の対応を東京産業廃棄物協会・医療廃棄物委員会の渡辺昇委員長が締めくくった。



渡辺東産廃協常任理事

なお、閉会の挨拶は東京産業廃棄物協会専務理事の古川芳久氏がおこない、参加者全員に終了証を配布した。

13：30～	開会挨拶	東京都環境局廃棄物対策部 部長 井戸 秀寿 社団法人東京都医師会 理事 目澤 朗憲
13：40～	①産業廃棄物処理業者の第三者評価制度	(30分) 東京都環境局産業廃棄物対策課 課長 加藤 仁
14：10～	②優良事業者選定事業について－優良処理業者選択の要因－	(30分) 前日本医師会事務局 原田 優
14：40～	③東京都医師会・医療廃棄物適正処理推進事業について	(20分) 社団法人東京都医師会 理事 目澤 朗憲
15：00～	- 休憩 -	
15：15～	④ICタグを利用した感染性廃棄物の個別追跡	(45分) 財団法人東京都環境整備公社 参事 上田 忠彦
16：00～	⑤第三者評価制度への対応－優良性基準適合認定制度－	(30分) 社団法人東京都産業廃棄物協会常任理事 医療廃棄物委員会委員長 渡辺 昇
16：30～	閉会挨拶	社団法人東京産業廃棄物協会 専務理事 古川 芳久 修了証配布

# リサイクル情報

使用済

## 小型家電をリサイクルしよう！

(携帯電話・デジカメ・ビデオカメラ・小型ゲーム機・電卓・携帯用ラジオなど)



一般家庭から出る「使用済み小型家電」には、多種多様のレアメタル（希少金属）が含まれていますが、現状ではリサイクルルートが確立していないため不用になると一般廃棄物として処理されることが多く、レアメタルが埋め立てられています。

レアメタルは地球上の存在量が極めて少なかったり、抽出が困難だったりする金属であり、携帯電話やデジタルカメラなど小型家電に多く使われています。

また、携帯電話については、新機種への買替えが多い中で、不用となった機器の資源回収ルートが確立されているにもかかわらず、個人情報保護に対する不安等がネックとなり、資源回収につながっていません。

レアメタルが含まれながら再利用されず「都市鉱山」と呼ばれる使用済みの小型家電。こうした希少金属を回収してリサイクルを推進しようとする試みが、昨秋東京都環境局指導のもと、江東区と八王子市で始まりました。これは、経済産業省と環境省による試験的な事業で、昨年8月両区市が都内では初めてモデル自治体に指定され、平成21年11月から平成22年12月末（予定）までモデル事業として回収が始まっています。

江東区では区施設、コンビニ、地下鉄駅などに約70個の回収ボックスを設置し回収を行っています。区内で出された

「使用済み小型家電」は収集運搬業者により回収され、有明興業において中間処理（選別、手解体）後、製錬会社においてレアメタルの抽出が行われます。

本事業は、レアメタルを取りまく諸情勢を踏まえ、レアメタルを含む使用済み家電を効率よく回収し、適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構



PR活動

築を検証するモデル事業となっています。

去る11月16日東京メトロ東西線東陽町駅、及び1月29日JR亀戸駅において環境局廃棄物対策部井戸部長及び、江東区環境清掃部寺内部長の出席のもと3匹のレアメタリーカー（着ぐるみ）によるレアメタルリサイクルのキャンペーンが実施されました。当日は、チラシ配布、小型家電の解体ショー及び分解品の展示が行われ、マスコミ関係の取材が多数ありました。

なお、現在有明興業では文化放送、ニッポン放送、FM東京においてレアメタルリサイクルのラジオCMを実施し、PRに協力しています。

（有明興業株式会社）

## ～協会の主な今後の日程～

（平成22年3月1日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
6	土	女性部 拡大幹事会	16：00～	新宿
8	月	建設廃棄物委員会『懇話会』	14：00～	東京建設会館5階会議室
9	火	全産廃連：第134回理事会	13：30～	全産廃連会議室
10	水	広報委員会	10：00～	協会会議室
		常任理事会13：30～／第276回理事会14：30～／法制度検討会16：00～		協会会議室
3	17	水	青年部 幹事会	16：00～
	19	金	収集運搬委員会	15：30～
	23	火	常任理事会	15：00～
	25	木	●平成22年度講習会 日程公表開始	
	27	土	医療機関対象「平成21年度医療廃棄物適正処理研修会」14：00～	東京都庁都民ホール
	29	月	都共催：「産業廃棄物処理業者講習会」 13：30～	東京都第二本庁舎1階2庁ホール
1	木	●平成22年度講習会 受付開始		
4	14	水	常任理事会 13：30～／第277回理事会 14：30～	協会会議室
	21	水	青年部 関東ブロック 幹事会	15：00～
	22	木	第44回関東地域協議会	青山ダイヤモンドホール
	27	火	常任理事会 15：00～	協会会議室
5	26	水	第53回定期総会	青山ダイヤモンドホール

## 「無駄と矛盾を取り除く」ことが第一歩

先日、当協会総会後の懇親会で、ふと気づいた。立食のパーティ会場の中、談笑する会員の皆さんが囲むテーブルの上で、誰からも箸を付けられぬまま冷めて乾いていく色とりどりの食べ物。和、洋、中、何でもござれのビュッフェ形式だが、胃袋の中に収められなければ、ごみ箱直行になってしまう。

日本人の食生活は、第二次世界大戦前後で大きく変化した。肉や卵を食べる量は10倍になり、飼料も急増、家畜用トウモロコシや大豆は98%を輸入に依存。こうした穀物の消費の増加だけでなく、砂糖や植物油（ヤシ油）などのプランテーション作物を大量に輸入することで、途上国の生活にも大きな影響を与えている。

甲殻アレルギーも多いが、日本人の大好物のエビ。輸入量は40年前の約100倍に激増、世界中で輸入されているエビの1/3が日本で消費されている。漁業のみならず、東南アジアのマングローブ林を伐採して養殖池を作り、大量に育てている。結果的に、森林破壊だけでなく、農薬による環境汚染、現地の人々の食糧である魚類の収穫量の減少など、日本人のエビ好みが、多くの問題を引き起こしている。

そしてもう一つ、国民食といつてもいいほどのマグロ。世界中で取れるマグロの約半数は、日本で消費されている。マグロ漁のために、東南アジアの人々が食

べていたミルクフィッシュなどの値段が高騰した。ペットの数が子供の数を追い越した日本では、現地の人は高級魚としてめったに口にすることのできないマグロを愛するペットにも食べさせていて、漁獲量を減らさない限り、20年後には絶滅するといわれている。

日本は食糧の約7割を世界中から輸入している。東京のデパ地下や高級スーパーには、世界各地から選りすぐった美味・珍味が並べられているし、蕎麦屋の親子丼の鶏肉はブラジルから半球を越えてやってきたものかも知れない。日本人は、年間5800万トンの食糧を輸入しながら、その1/3（1940万トン）を廃棄している。食糧廃棄率では世界一の消費大国アメリカを上回り、廃棄量は世界の食料援助総量740万トンをはるかに上回る。3000万人分（途上国では5000万人分）の年間食料に匹敵する。そして、日本の食品廃棄の半数以上である1000万トンは家庭から出ている。家庭から出る残飯の総額は、日本全体で年間11兆円。これは日本の農水産業の生産量とほぼ同額。その処理費用に2兆円も投入されている。

飽食の時代といわれているが、平和な時代だからこそ、各国の珍味を味わえる。その越し方行く末を今一度振り返って、「無駄と矛盾を取り除く」ことが地球温暖化対策の一歩になるのではないだろうか。

（吉本 記）

## 身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part45

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	現場で	クレーン作業中	下のピットに、アームを下げる廢棄物を掴もうとしたら、死角となる部分に作業者がいて、ヒヤリとした。	下の作業者は、無線で声掛けを行い、安全を確保する。 死角を目視で確認できるミラーを設置する。
2	一般道路で	交差点を直進しようとした時	赤信号にも関わらず、自転車が飛び出してきた。	左右の確認をしっかりと行い、交差点を通過する時にはスピードを落とす。
3	工場内の可燃リサイクルエリアで	可燃搬出の為、大型車両（ダンプ車）へのパケットフォークリフト荷積作業中	フォークリフトアップして前進したところ、荷物が重くなりタイヤが浮き上がり、前倒しそうになった。	リフトアップする前に、低い位置での荷重確認、前倒し始めた時の対処法（慌てずリフトを下げ、重心を下げる。）を確認しておく。常に危険を認識しての運行を心掛ける。
4	高速道路で	深夜、自社へ戻ろうと峠道を走行中	1km程前方に、追い越し車線で故障車両が停車していた為、ハザードランプを点灯し後続車両へ合図を出したが、高速走行の車両が次々に左側車線へ進路を変えてきた為、急に車間距離が縮まった。	自分が法定速度を守っていても、危険な時間帯や道路状況等、より一層の安全運転が必要である。走行車線と追い越し車線でのスピード感の違い、SAやICから本線車道への合流など、再三の注意を認識する事が重要である。
5	農道で	15tダンプを運転中	信号のない交差点から、軽トラックが急に表れ接触しそうになった。	常に周りに注意を払い、脇道に車両が駐車しているたら徐行して通過する。
6	現場で	雨天時に、廃ドラム缶の引き取りをしている時	ドラム台車にドラム缶を乗せてトラックへ向かって台車を転がしていたら、段差に引っ掛かり片手が滑ってドラム缶をひっくり返しそうになった。	路面の状況を事前に確認する。特に、雨天時には台車を持つ手に注意する。また、使用する手袋の状況もチェックを行う。
7	一般道路で	片側二車線道路の追い越し車線を走行中	左側車線を走行中の車両が、急に右側車線まで大きく頭を振り左折した。前方をよく見ていたので難を逃れた。	周囲を常に確認し「もししかしたら、こっちへくるかもしれない。」という予防運転を心掛ける。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

**青年部(加藤部長)**

平成22年2月16日(火)15時より9名の幹事により幹事会が開催された。

まず、アースデイ東京2010に関して白井エコセンターよりラッピングシールに関する詳細内容の説明が行われた後、当日のブースの中味について検討がなされた。

その結果、今年のブースの中味はCO<sub>2</sub>マイナスプロジェクトの展示をすることに決定した。

次に、加藤部長より2月12日に群馬で開催された関東ブロック第5回幹事会及び賀詞交歓会報告がなされ、その後、各委員会報告がされた。その中でも2月15日の法令委員会で決定した日野自動車主催のエコドライブ実地講習についての詳細内容が発表され、加藤部長より皆さんの参加をとの呼びかけがあった。

最後に今後の行事予定及び日程確認が行われた。次回幹事会は3月17日(木)16時から開催される。

**多摩支部幹事会(赤石支部長)**

平成22年2月25日(木)14時より13名の幹事によって開催された。議題は、多摩支部会・研修会・懇親会と多摩支部見学会・懇親会の日程についてである。

まず、多摩支部会・研修会・懇親会は、6月25日(金)を希望とし、後日、多摩環境事務所の担当者と日程調整を行うこととなった。

続いて、多摩支部見学会・懇親会について協議した結果、実施予定日は9月3日(金)～4日(土)とし、次回の多摩支部会にて見学場所等を決定することとなり、会議は終了した。

**安全衛生推進委員会(伊藤委員長)**

平成22年2月26日(金)安全衛生研修会終了後6名の委員によって開催された。議題は、来年度6月に予定している「産業廃棄物収集運搬業社内管理体制構築のすすめ」に関する研修会についてである。

6月11日(金)に開催することが決定し、講師については、安全衛生推進委員と収集運搬委員より、それぞれ一人ずつ講師を選任する。また、安全衛生・収集運搬以外に関する講義は、吉本会長と高橋副会長に講師を依頼する方向となった。

なお、次回委員会は5月20日(木)15時より開催することを決め、会議は終了した。

**会員情報****〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉**

- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿(平成21年8月31日発行)への掲載頁

**(株)リサイクル・ネットワーク**

63・170ページ

(No. 9021)

【旧住所】〒144-0043 東京都大田区羽田1-11-4

【旧電話番号】03-5735-2299

【旧FAX番号】03-5809-6288

↓

【新住所】〒143-0016 東京都大田区大森北1-1-5

BURG大森1F

【新電話番号】03-6404-3196

【新FAX番号】03-6404-3197

**玉田実業(株)**

77ページ

(No. 4104)

【旧代表者名】玉田 裕晶

↓

【新代表者名】玉田 真悟

【旧FAX番号】03-3762-0666

↓

【新FAX番号】03-3761-3030

**第一汎業(株)**

92ページ

(No. 4001)

【新会社名】和興テクノ(株)

【旧住所】〒104-0031 東京都中央区京橋2-6-14

【旧電話番号】03-3563-3891

【旧FAX番号】03-3563-3895

↓

【新住所】〒113-0033 東京都文京区本郷3-19-4

【新電話番号】03-6801-5113

【新FAX番号】03-6801-5114

## 寄稿・TTT会 TTT会3名「浦安ハーフマラソン」エントリー!!

この時期、参加出来るトライアスロンのレースがないので、今回はランニング強化のため、2月7日(日)TTT会メンバーの濱松氏、石田氏、私(泉)、そしてオブザーバーとして、濱松氏が所属しているスキーチームのインストラクター小沢忍さん(女性)が第19回東京ベイ浦安シティマラソンに参加!

今、日本は未だかつてないマラソンブームで、ハーフのエントリーが石田氏と私とで締切りとなってしまい、濱松氏と小沢さんは10kmの部の出場となった。

当日は晴天であったが、昨年同様ディズニーランド裏の海沿いにさしかかる終盤5kmは、向い風と追い風にうまく対応することが重要なポイントとなるレースであった。

我々TTT会は、そろそろ結成5年目となるが、玄人の域に近づいてきた感もある。各自目標タイムを設定している様だ。ちなみに、私は100分切り、チームでハーフ最速記録を持っている石田氏は90分切りが目標の様子。濱松氏は10kmを45分切れば、まず一安心といったところでは…。

結果、私は石田氏と一緒にゴールし、タイムは大満足の97分、濱松氏は44分23秒で予定通り、小沢さんは66分と皆無事に完走した。レース後は、いつもとおり葛西のスーパー銭湯で汗を流し、友人宅にて鍋パーティーで盛り上がり、ヘベ

レケの帰宅となった。

2月末には東京マラソン、4月には宮古島・石垣島トライアスロン大会、6月には長崎アイアンマンレースと、それぞれTTT会のメンバーがエントリー済みである。皆さん、怪我の無い様に頑張りましょう!



スタート前(左から石田、泉、濱松)



新浦安付近にて(泉)



先頭左側(石田)

## ようこそ相談



小野寺廣治  
廃棄物法務コンサルタント

排出事業者責任の強化と産廃業者の対応

と処理業者の力関係等から排出事業者への規制強化が遅れ気味であったとも思われます。

**問2** 一見明らかなようでその実はつきりしない嫌いがありますが、排出事業者には誰が該当するのでしょうか。

**答** メーカーなどは排出事業者として迷うことなく判明しますが、今回の改正論議では建設系廃棄物の排出事業者が焦点となっています。工事現場などは始終変わり、請負形態も多様なため、排出事業者の特定が困難だからです。上記報告書では、元請業者を一律に排出事業者とするように提言しています。

そうすると解体工事など専門工事の場合に元請業者同然に工事一式を全体的に指揮監督しているような下請業者をどのように扱うのか推移を見守る必要があります。元請業者との関係でどのように調整されるか、です。

もう一つ、排出事業者の議論で問題となるのは産廃処分業(中間処理)です。今でも、中間処理業者は排出事業者だと思っている向きは相当います。

しかし、排出事業者は最初に廃棄物を排出した委託者です。たしかに、二次マニフェストは中間処理業者が発行しますが制度上そのようになっているだけです。現に中間処理業者が自ら処理した産廃を自社車両で運搬するには、収集運搬業許可が必要ですし、それを保有している業者が圧倒的多数になっています。

**問3** 報告書のように排出事業者責任の強化がされると、具体的にはどのような結果が現れるでしょうか。

**答** さまざまなことが予想されます。

- 1) 排出事業者の自ら処理（自社処理）の帳簿の作成保存につき、特管物や特定施設は既に義務化されていましたが、それ以外でも義務化されることになり負担が増大するでしょう。
- 2) 排出事業者の自社保管においても事前届出制が設けられる可能性。これは、解体工事などの場合は実務的に大きな負担となります。

なお、自社処理施設でも特定施設（一廃なら8条施設、産廃なら15条施設）の場合（例、一廃古紙のプレス機で、1日5トン超の処理能力。産廃の廃プラ破碎機で1日5トン超の処理能力）は、もともと設置許可が必要です。

- 3) 産廃の委託処理の状況確認が強化され定期的実地確認や産廃業者からの情報提供が必要になる模様です。しかし、具体的にど

こまで実行可能か問題が残っています。

- 4) 排出事業者に対しA票マニフェストの保存義務を課すことになります。排出事業者は今まで以上に厳格な廃棄物処理責任が問われることになりそうです。
- 5) 電子マニフェストの推進。マニフェストの作成・管理などは楽になりますが、産廃業者のコンプライアンスには大きな影響が出ます。

**問4** 排出事業者責任強化のなか、産廃業者はどのように対応したらいいでしょうか。

**答** 排出事業者の責任が強化されれば産廃処理業者の責任も結果的に強化されます。その結果、産廃処理の委託先である産廃業者（収集運搬、処分）の選別が一段と強化されるでしょう。排出事業者が法律違反の責任を負わされないよう厳格な管理が必要となるからです。優良な産廃業者に処理を委託すれば、法律違反の恐れが減り、排出事業者のコンプライアンス経営がより確実になるからです。今日どの企業も、とくに大企業ほど法令違反を恐れます。社会的信用を失うことは即、企業の消滅につながるからです。廃棄物処理法は数ある法律のなかでも劇薬のようなものです。それゆえ、産廃業者としては排出事業者から全幅の信頼を得ることが至上命題であり、それが達成されさえすれば企業が繁栄すること請け合いでいます。つまり、今回の法改正は産廃企業のチャンスにも転換できるのです。ピンチはチャンスです。そ

れでは、具体的にはどういう手を打つべきでしょう。

#### 1) 許可内容の見直しと実行

収集運搬業の例でいえば、許可保有の自治体と実際の営業エリアの一一致、扱う廃棄物の種類を実態にあったものにする、各自治体ごとの廃棄物の種類を合わせる、役員変更や収集運搬車両変更の届出も怠らない、などなど。

処分業（中間処理）でいえば、許可証上の処理能力・保管量と実際のそれを一致させることは非常に重要です。電子マニフェストを導入すると処理能力の矛盾はすぐに露見します。これについては、最近ますます排出事業者がチェックし、委託量よりも少ない処理能力の処分業者は回避されています。例えば、1日4トンの廃プラ破碎機で中間処理業の許可を持っているが実際は1日20トン以上の廃プラを受け入れている場合などです。適法に行うには、受入量に見合った機械を入れ、そのために、中間処理の許可を取り直し、併せて特定施設（15条）の許可を取らねばなりません。そのためには建築基準法51条但書の許可を取る必要があります。さらにそのために都市計画審議会の審議で了承をとることになります。こうして初めて適正な処理とはいえる顧客である排出事業者の信用を獲得できるのです。最近こうした産廃企業が増えています。しかし一朝一夕には行きません。

まず立地条件（用途地域、面積など）が重要です。従来の工場でよいとは限りません。立地条件から特定施設（15条）の許可が取れない場所も多々あります。施設の内容・規模によって異なります。工業専用地域だからといって、

無条件による訳ではありません。さらに許可を取るまでには相当の時間と費用がかかります。また汚染土壌の問題もあります。ともあれ土地選定の際は、廃棄物に詳しい専門家に相談するのが無難です。

#### 2) 廃棄物処理法の全社的研修

経営者から運転手、作業員まで廃棄物に関わる者すべてが廃棄物処理法の要点を勉強し知識を入れ、理論武装しなければこれから時代生きていけないといつても過言ではありません。現に、平成年代に入って一層規制が強化され厳罰化一方の廃棄物処理法に対応できずに産廃業界から退場を余儀なくされた産廃業者は決して少なくはありません。

廃棄物処理法の勉強はいくら強調してもしすぎることはありません。これは単に受身で法令順守を図るというのではなく、前向きに得意先を増やすことにもつながります。いわゆるコンサルティング営業です。

企業の存亡に関わる欠格要件のチェックは常日頃から必要です。非常勤の取締役・監査役のほか顧問、相談役、5%以上の株主についてはつい遠慮してしまいますが、企業を守るために誰彼と区別せずに一律に行うべきでしょう。プライベートな事件（たとえば、酔って喧嘩して暴行罪に問われ、罰金を払った個人的な事件）だから、産廃の許可には関係なかろうとして、会社に連絡していないケースが一番怖いのです。筆者の経験でも、思いもしなかった人（非常勤の顧問）が欠格要件に該当し、許可更新できなかった例を毎年何件か見ていました。

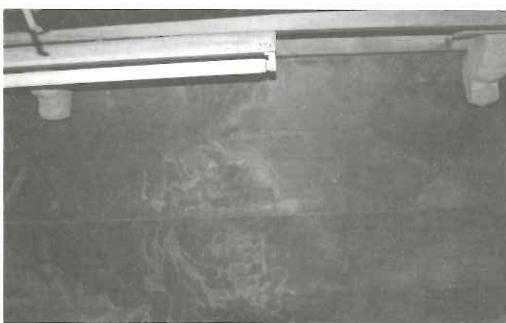
# お江戸ぶらぶら歩く記



## ＝お江戸の名所旧跡＝

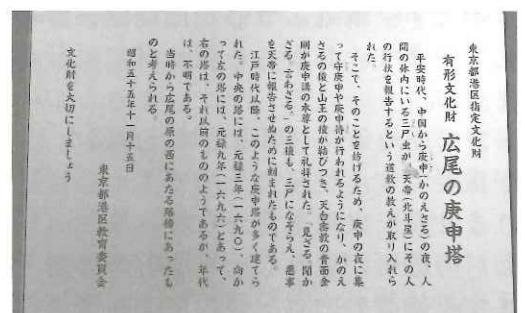
麻布界隈歩く(5)

明治通りを更に進むと広尾橋に至るが、ここは東京メトロ日比谷線の広尾駅交差点に当り、この交差点を右に入ると有栖川宮記念公園が直ぐそばだ。この交差点付近が西麻布・広尾の中心部であるが、この公園前の交差点を右に、突き当たって更に右に行くと広尾稲荷神社がある。ここはかつての五代將軍綱吉の別荘・麻布御殿の鎮守だった富士見稲荷であったが、港区によると、それ以前、三枝摂津守の屋敷内にあったといわれ、持寺が千蔵寺であつたところから千蔵寺稲荷とも呼ばれていたそうである。



薄くて良く見えないが拝殿天井の龍の図

こここの拝殿の天井ほぼ全体に水墨の線と濃淡のぼかしを巧みに活かして描かれた竜の図がある。頭から尾の先までを円状にくねらせながらその姿を現



## 広尾庚申塔の説明書

す一頭の竜は、生き生き描かれている。この絵には「藍川藤原孝経拝恵」の署名と「藍川」の印章があるが、これは近代日本最初の画家として著名な高橋由一が、絵画学習の基礎として狩野派の様式を学び、その画法によって水墨画を描いていた時期に使用していた号で、弘化4年（1847）ころに描かれたと考えられるとして、港区は区の文化財に指定している。

この広尾稻荷神社境内の後方、道沿いに庚申塔3基があり、港区の有形文化財・歴史資料に指定している。この3基の庚申塔は方形角柱の笠塔婆型で塔身が太く堂々としている。

3基のうち中央には元禄3年(1690)、左には元禄9年の年号があり、右は摩滅のため年代不詳とされているが、状況から左の2基よりも古い可能性があると見られている。これらは庚申信仰



広尾の庚申塔

が全国的に盛んであった時代の産物であり、この土地でも例外ではなかったものと見られる。

少し戻ると国際色豊かな麻布らしい  
スーパー・マーケット「ナショナル・ア  
ザブ」があるが、その脇に、港区立有  
栖川宮記念公園がある。この場所は寛  
永（1624～1644）の頃から常陸笠間藩  
(のちに忠臣蔵の赤穂藩) の浅野家の下  
屋敷あったところだが、明暦2年  
(1656) 盛岡藩南部家の赤坂の屋敷と幕  
府の承認により交換された。明治にな  
って皇族有栖川宮の用地となったが、  
同宮家が絶えたため、その祭祀を継が  
れた高松宮家から当時の東京市へ寄付  
された。

現在は港区立となっているが、この公園は旧状の尊重が受け継がれ、自然を活かした溪流、梅林などの樹木等に林泉集景式大名庭園の方式が活かされ



## 有栖川親王の銅像

総司令官として江戸攻めを行った時に唄われた“宮さん宮さんお馬の前にひらひらするのは…”の宮様である。なお、高台にある東京都立中央図書館は日本トップクラスの公立図書館で、収容量は160万冊超といわれる。

なお、公園西側の「日本ローンテニスクラブ」は明治23年（1890）に伊藤博文が国際親善のため創立し昭和15年（1940）年にこの場所に移った。日本の最上層階級のみが会員という名門クラブとされている。

有栖川宮記念公園の脇の坂、南部坂を上りきった右側に「ホーマットオーガスト」というマンションと並んで仏陀山と号する臨済宗（大徳寺派）の天真寺がある。道路に面したところは狭いが、右側を奥に入るとかなりの寺格のあるお寺で、右側駐車場を隔てたところに鐘楼や墓地が見られる。



天真寺の本堂

福岡藩主黒田綱政の開基に京都柴野の大徳寺189代仙溪を開山に迎えて寛文元年（1661）に創建されている。所蔵品に貴重なものが多く、国重要文化財の「十六羅漢図」や「松平不昧公遺品」等を蔵する。幕府最後の北町奉行・小出大和守など江戸時代の有名人の墓が多い。

高台に軍人の銅像があるが、これは大熊氏広作の有栖川熾仁親王で、西南の役や日清戦争などに従軍、参謀総長になった人で、幕府征討の

## 事務局だより 太陽の恵みを最上の喜びとして実感している、今日この頃の私である。

この度、家を建て替える機会を得て、自分なりの考えを通させて頂いた。

それは、己の生命をこの先どれほどの年月まで維持できるか解らないことから、判るあいだは楽しく機能的に暮らせる我が家にしたいと考えた。

そのため、(1) 家は平屋にすること。(2) 歳をとつから気になる、ヒヤリハットになるべく遭遇しないものにすること。(3) CO<sub>2</sub>の排出をなるべく抑えたものにすること。などである。

当然バリアフリーも検討したが、洪水の怖さを体験済みの母親の願いを入れ基礎を高くしたため、それは叶わなくなってしまった。

実際に出来あがった家に暮らすようになって、1ヵ月が経とうとしている。

いまだ整理できないいる家具や日用品類はあるものの、快適な暮らしを甘受している。冒頭に

記した思いもその表れからである。オール電化、太陽光発電、に欠かせないのが太陽の恵みであり、晴れた日などに見るパネルも楽しみの一つである。電気を発電して電力を東京電力に売っている時にはブルー色が灯り、逆に消費量が勝って電気を買っている時はオレンジ色が灯る。また、お湯についても使用量が一目瞭然に判別出来る。そんなマンガチックなものを見ているだけで、節電や節水に努めるようになるから人間って不思議である。

そんな中で一番戸惑っているのは、やはり89歳の年老いた母親である。

台所製品は鍋・釜に至る全てといつてもよいほど、新製品に入れ替わってしまった。最新鋭の機器類を前にして、いまだにまごまごしているが、出る独りごとは、「慣れれば・慣れなければ」という言葉であり、あまり悲壮感に陥っておらず前向きに取り組んでいるので安心している。

(木村)

## 編集後記

多くの会員企業の皆様がまもなく決算期を迎えられます。この一年間の業績は如何だったでしょうか。おそらく愚問と一喝されることでしょう。そうはいっても数字というものは正直者です。ここに至るまでの数字の変化と、その折の発生事象を良く解析して頂くとおもわぬ事に気付くこともあるかもしれません。冷静に事実の確認を行って頂ければ、幸いです。

協会も決算を迎えるわけですが、ご説明してきたように会員数の減少は否定できない事実となっていました。会員数の減少化に歯止めがかけられなくなると活動内容の大幅な見直しもせざるを得なくなります。会員の皆様へのサービスの低下は何としても避けなければならないところです。

外気温も上昇してきました。外出する機会も必然的に多くなってきています。そこ

で提案です。歩く時、目線を変えてみたら如何でしょうか。毎日の通勤時でも試してみて下さい。目線が変わると、景色が異なることに気付く筈です。何事に対して目線を変える、視点を変えることは重要なことだと想います。人間、なかなか習慣を変えることは難しいのですが。

行政の新年度が開始となります。新年度の政策課題、予算配分を良くみていただき、わが業界に対する考え方、どのように変化してきているかを見極めて頂きたいと存じます。今年度末には中防への産廃の廃プラ埋立が禁止となります。なぜ、そうしなければならないのかを良く理解把握して頂き、お客様に適切にご説明願えれば、幸いです。公共の廃棄物処理施設の老朽化は時間の経過により、確実に進んでいます。こうしたところに商機もあるのではないかでしょうか。

(乙顔)

## 入会のご案内

### ～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

#### ◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

## 社団 法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F

TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

## とうきょうさんぱい 2010 第235号

発行人 吉本昌且  
企画・編集 広報委員会  
発行所 社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13

柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

E-mail: [info@tosankyo.or.jp](mailto:info@tosankyo.or.jp)

印刷 皆川美術印刷株式会社

# よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の生命をあたえたい…それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



再生(製品化)



廃  
棄



受入れ・中間  
処理(破碎)

私たちは究極のリサイクリング(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

**パーティクルボードとは…**

木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など、応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利用されています。

**パーティクルボードとは…**

木材は究極のリサイクリング(資源循環の輪)なのです。

**東京ボード工業では…**

廃棄パレット・梱包廃材・型枠合板などの木質廃棄物を受入れ、焼却・埋め立て処分をせず、当社独自の最新技術で再加工することにより、リサイクルを推進し新しい命を吹き込む。まさにリニューアルボードと言えるパーティクルボードを生産しています。

**TB 東京ボード工業株式会社**

お問い合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号  
TEL.03(3522)1524(代) FAX.03(3522)1525  
<http://www.t-b-i.co.jp>

Recycle and Ecology

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚1000

TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1

TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード  
「エヴァボード®」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けています。  
<http://www.epd-eco.com>

**EPD**®